

議案第29号

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

幕別町公営住宅管理条例（平成9年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「規則で定める者（」の次に「以下この条及び」を、「老人等」という。）」の次に「及び単身で入居する者（老人等を除く。次条第2項において「単身者」という。）」を加える。

第7条第2項中「老人等」の次に「及び単身者」を加える。

附則第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の幕別町公営住宅管理条例に基づく入居者の公募、申込み、決定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。